

昭二二六
第...
...

一、賠償業務の処理に
二、賠償業務の整理に
三、賠償業務の調査に
四、賠償業務の報告に
五、賠償業務の記録に
六、賠償業務の検閲に
七、賠償業務の審査に
八、賠償業務の決定に
九、賠償業務の執行に
十、賠償業務の完了に

賠償業務処理後継の調整に
関する件（閣議決定案）

昭和廿二年七月二十日

裏面白紙

冒頭の終本所管事項に相当するものを包含しておろし且つ準備に
関する事務一般と本所管事項に属する立案等は相互に切離し難
い実情にあり更に各事務の綜合調整についても終連賠償
部を中心として同部が能率的に進捗を見つつある事情に鑑み基
本的事項及び準備事務一般を含む賠償業務の処理については今
後共終連賠償部において取扱うこととする
但し前段による終連賠償部における事務処理が前出の「閣令」
に背馳することなからしむるため終連賠償部長の外所管の職員
は経済安定本部員を兼ね事務を兼ねることに應じ終連賠償部員
として事務を兼ねることとする
右第一段及び但書の趣旨は地方経済安定局と当該所在地地方
終連賠償局との関係にも及ぼさることとし終連地方事務局職員
中 所 要 の も の は 地 方 経 済 安 定 局 の 職 員 を 兼 ね る こと と す る こと

裏面白紙

